

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	笠岡市

## 笠岡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業部農政水産課

所在地 笠岡市中央町 1 番地の 1

電話番号 (0865) 69-2145

F A X 番号 (0865) 69-2185

メールアドレス nouseisuisan@city.kasaoka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, ヌートリア, タヌキ, アナグマ, ハクビシン, ニホンザル, ニホンジカ, カラス等 (ハシブトガラス・ハシボソガラス・ドバト・キジバト・カワウ)
計画期間	令和7年度～令和10年度
対象地域	岡山県笠岡市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲・果樹・野菜	面積：0.64ha 金額：621千円
ヌートリア	水稲	面積：0.01ha 金額：11千円
タヌキ	水稲・野菜	
アナグマ	果樹・野菜	
ハクビシン	果樹・野菜	
カラス等	果樹・野菜	
ニホンジカ	水稲・果樹・野菜	

(2) 被害の傾向

<p>1 イノシシ</p> <p>3月～5月にはタケノコ, 7月～11月には水稲及びイモ類等への食害が見られる。</p> <p>また, ため池の堤防や道路法面, 田畑の畦道等の掘り返し, 自動車との接触事故など農作物被害だけにとどまらない状況である。</p> <p>被害は市内全域に及んでおり, これまで被害が見られなかった甲弩地区や干拓地まで農作物被害が拡大している。さらに, 平成28年度以降は島しょ部での被害が頻発しており, 民家に近接した場所での出没や空き家への侵入が相次ぐなど, 住民の不安感が強まっている。島しょ部は, 船舶での移動となるため, 迅速な現地対応が課題となっている。</p> <p>2 ヌートリア</p> <p>夏季には水稲の苗, 秋季には収穫前の稲穂や野菜に対する食害が見られる。</p>
--

市内全域のため池や水路、ぬかるんだ荒地等で出没しており、ため池の堤防や田の畦道が巣穴とされて崩落するといった被害も見られる。

### 3 タヌキ、アナグマ、ハクビシン

果樹、野菜類の収穫時期に食害が見られる。

市内全域において、空き家や水路などに棲み着き、民家の敷地内への糞害や、自動車のボンネット内への入り込みによる故障が発生するなど、農作物以外の被害もある。

### 4 ニホンザル

被害は特に確認されていないが、目撃情報が寄せられている。

### 5 ニホンジカ

被害は特に確認されていないが、目撃情報が寄せられ、数年に1頭捕獲している状況である。

令和6年度には神島で接触事故も発生しており、生息域が拡大している状況である。

### 6 カラス等

通年において、市内全域での被害が発生しており、特に干拓地での出没が多い。果樹や畜産飼料等の食害が見られるとともに、子牛への攻撃や自動車へのひっかき行為、背後から人を襲うなど農作物以外の被害も深刻である。

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（6年度）	目標値（10年度）
被害金額		
（イノシシ）	621 千円	530 千円
（ヌートリア）	11 千円	9 千円
（タヌキ）		
（アナグマ）		
（ハクビシン）		
（カラス等）		
（ニホンシカ）		
被害面積		
（イノシシ）	0.64ha	0.44ha
（ヌートリア）	0.01ha	0.007ha
（タヌキ）		
（アナグマ）		

(ハクビシン) (カラス等) (ニホンシカ)		
------------------------------	--	--

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の条件の下で市から有害鳥獣捕獲許可を受けた猟友会員である猟友会駆除班によるイノシシの駆除</li> <li>・市職員によるヌートリア等の小型獣類の駆除</li> <li>・鳥獣被害にあった集落自らが、被害防止を目的とした組織である「地域住民組織」によるイノシシの駆除</li> <li>・笠岡工業高校協力による安価な箱わなの作製</li> <li>・ICT 囲いわなを2基 IoTカメラ（ファームキャプチャー）2台の導入</li> <li>・猟友会駆除班から推薦された2名に対し、現地確認や有害捕獲を委託</li> <li>・大規模農地（干拓地）での防護柵</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化による駆除班員の減少及びイノシシの捕獲数の減少</li> <li>・捕獲資機材（箱わな等）の不足</li> <li>・関係機関との連携体制</li> <li>・棲みかとなる空き家や耕作放棄地の増加</li> <li>・島しょ部の被害対応及び見回り体制</li> <li>・緩衝地帯の整備</li> <li>・ジビエ等の獣肉加工への活用</li> <li>・市町を越えた広域的な対策・連携</li> <li>・島しょ部での罟の見回り</li> <li>・島しょ部（地域住民組織がない）での有害鳥獣被害の拡大</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<p>電話対応時、現地対応時、窓口での口答による防護柵の斡旋及び広報誌、チラシ、出前講座、ローカルテレビによる周知を行っている。</p> <p>また、侵入防止柵を設置する場合は、個人においても原材料費に対する補助金の支出を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣威嚇装置の設置（いのドン、鹿ソニック）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害通報のある地区のほとんどが防護柵未設置であること</li> <li>・集落ぐるみでの防護対策（集落柵等）</li> </ul>

生息環境管理 その他 の取組	・出前講座による住民への周知活の実施 ・地域住民組織を対象に技術講習会を実施	・住民に対する被害対策のさらなる啓発活動の実施（追払いや誘引物の除去，防護柵設置による被害軽減，設置指導，セミナーなど） ・耕作放棄地の刈払い（緩衝地の整備）等
----------------------	---	---

#### (5) 今後の取組方針

笠岡市における有害鳥獣による主な被害は、イノシシ、ヌートリア、タヌキ、アナグマ、ハクビシン、カラス等による水稻、イモ類、野菜、果樹、畜産飼料等の農作物被害をはじめ、自動車や飼養動物などの物損被害などが発生している。

対策としては、市からの依頼に基づき捕獲を中心とした有害鳥獣被害対策業務を行う「鳥獣被害対策実施隊」が行う市内全域でのピンポイントでの捕獲、地域住民組織による住民自治を主軸とした捕獲を行う。防衛対策としては、引き続き補助金を支出し、防護柵の設置を促す。

また、防衛対策としては、引き続き補助金を支出し、令和7年度からは柵の取付け経費についても補助対象経費に含むことで防護柵の設置を促す。

引き続き住民の意識醸成を図り、被害防止体制を確立するため、住民向け説明会・講習会（研修会）等を開催し、駆除と防護の両輪による被害防止対策を推進する。

平成31年度から、地域住民組織による鳥獣対策に係る住民自治が活発化してきているため、引き続き既存組織を推進していくとともに、未設立地域には、組織の立上げを積極的に呼びかける。

さらに、市町の境界を越えた広域的な一斉捕獲体制の検討、実施隊員の拡充、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けた体制整備を行う。

#### 〔課題に対する取組〕

##### ○捕獲等に関するもの

- ・実施隊員の拡充、駆除班員の後継者の確保及びイノシシの捕獲数の向上
- ・捕獲資機材（箱わな等）の整備
- ・関係機関（JA、警察、猟友会等）との連携体制の構築
- ・棲みかとなる空き家の見回りや耕作放棄地の刈払い等の促進
  
- ・地域住民組織による有害捕獲
- ・緩衝地帯の整備に向けた検討及び体制の整備
- ・ジビエへの利活用等の検討

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町を越えた広域的な対策の実施（市境での相互駆除許可等）</li> </ul> <p>○防護柵の設置等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に対する被害対策の啓発（追い払いや誘引物の除去，防護柵の重要性など）</li> <li>・防護柵の設置数の増加</li> <li>・集落ぐるみでの防護対策の推進</li> <li>・耕作放棄地の刈払い（緩衝地帯の整備）等</li> </ul>
---

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

笠岡市鳥獣被害対策実施隊	笠岡市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき本市が任命を行う。対象鳥獣の捕獲，防護柵の普及啓発，被害現地対応，緊急対応等その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の適切な実施を行う。
井笠地区猟友会笠岡分会駆除班	<p>猟友会笠岡分会長の推薦及び笠岡分会の総会で承認を受けた猟友会員に対して，笠岡市長が有害鳥獣捕獲許可証を発行する。</p> <p>市・農業者等からの依頼に応じて，実施隊や地域住民組織等と連携し積極的に有害鳥獣の捕獲を行う。</p>
地域住民組織	鳥獣被害にあった集落自らが，被害防止を目的とした組織を設立し，捕獲行為や侵入防止対策を行う。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和10年度	イノシシ ・シカ ヌートリ ア タヌキ・ アナグマ ・ハクビ シン カラス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民説明会の開催</li> <li>・住民の狩猟免許取得に向けた支援及び担い手の育成</li> <li>・実施隊の拡充</li> <li>・駆除班員の後継者の確保</li> <li>・捕獲資機材（箱わな等）の整備</li> <li>・鳥しょ部の被害対応及び見回り体制の整備</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

対象獣種	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	829	1,574	1,658	1,454
ニホンジカ	0	0	1	1
ヌートリア	60	81	50	14
タヌキ・アナグマ・ハクビシン	102	115	65	72
カラス等	700	315	149	545
合計	1,691	2,085	1,923	2,086

※ 令和6年度の捕獲頭数は、令和7年2月末までの実績

令和4年度を境にイノシシの捕獲頭数が高止まりの状況であり、その他の鳥獣については横ばいで推移している。

近年ではニホンジカの出没が増加しており、今後の農作物被害が予想される。

このため、本市では有害鳥獣駆除班、笠岡市鳥獣被害対策実施隊及び地域住民組織と連携し、広域的な駆除を行うことによって農作物への被害軽減を図ることを目的に、過去の実績を基に4年間の捕獲計画数を決定し個体の調整を行うこととする。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	2,000	2,100	2,200	2,300
ニホンジカ	5	5	5	5
タヌキ	50	60	60	60
ヌートリア	50	60	60	60
アナグマ	60	70	70	70
ハクビシン	10	10	10	10
カラス等	1,000	1,000	1,000	1,000

捕獲等の取組内容

笠岡市内全域において、一年を通じて銃器及びわな・網による捕獲を行う。被害が発生した場合には、市の要請を受けて実施隊や駆除班、地域住民組織において被害地を確認し、状況や周辺環境に応じて銃器・わなによる捕獲を行う。

なお、イノシシについては、被害地の一部に鳥しょ部や干拓地などの、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域が含まれるため、実施隊員等に対して猟期中（11月15日から3月15日まで）においても有害鳥獣捕獲許可証を発行している。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容  
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ等	【市補助事業】 ワイヤーメッシュ柵 4,000m  電気柵 8,000m	【市補助事業】 ワイヤーメッシュ柵 4,000m  電気柵 8,000m	【市補助事業】 ワイヤーメッシュ柵 4,000m  電気柵 8,000m	【市補助事業】 ワイヤーメッシュ柵 4,000m  電気柵 8,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ等	設置した主体による、定期的な見回り及び修繕。			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ等	有害鳥獣による被害防止のため、広報や講習会等により啓発活動を行う。
令和8年度		
令和9年度		

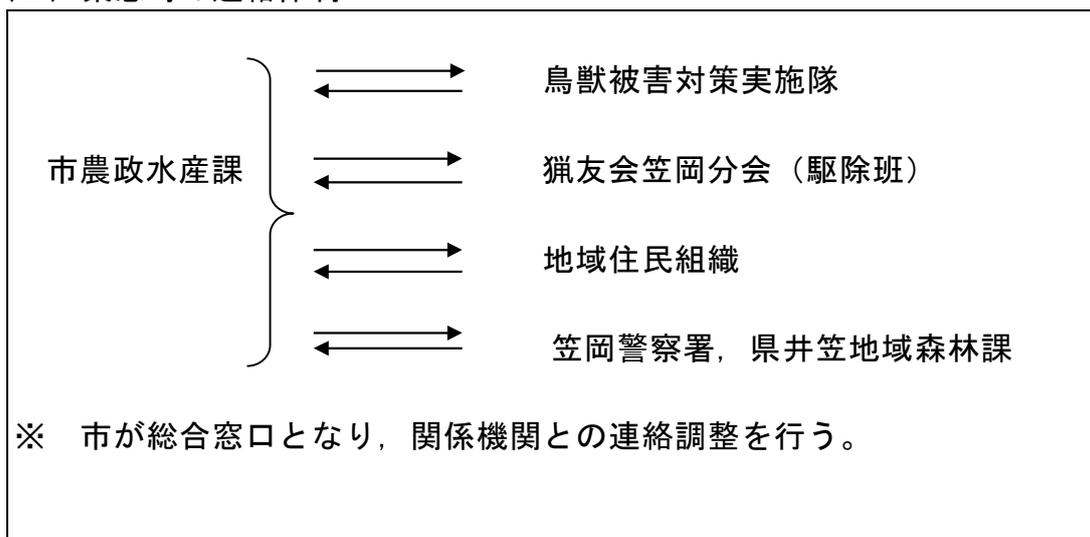
令和10年度		
--------	--	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
笠岡市	鳥獣対策に係る住民等への普及・啓発を行い、猟友会及び地域と一体となった捕獲体制を整えていく。
笠岡市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、防護柵の普及啓発、被害現地対応、緊急対応等その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の適切な実施を行う。
井笠地区猟友会笠岡分会 駆除班	猟友会笠岡分会長の推薦及び笠岡分会の総会で承認を受けた猟友会員に対して、笠岡市長が有害鳥獣捕獲許可証を発行する。 市・農業者等からの依頼に応じて、実施隊や地域住民組織等と連携し積極的に有害鳥獣の捕獲を行う。
地域住民組織	鳥獣被害にあった集落自らが、被害防止を目的とした組織を設立し、捕獲行為や侵入防止対策を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等した対象鳥獣は、速やかに埋設または焼却処分を行うこととする。  
また、近隣の処理加工施設で利用可能な範囲で資源的利活用を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	調査・研究を行う
ペットフード	調査・研究を行う
皮革	調査・研究を行う
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	調査・研究を行う

(2) 処理加工施設の取組

調査・研究を行う
----------

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

調査・研究を行う
----------

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	笠岡市鳥獣被害防止対策協議会（平成 30 年度設立）
構成機関の名称	役割
笠岡市産業部農政水産課	協議会に関する事務・連絡・調整 被害状況等の調査及び住民への普及啓発 総合窓口としての連絡調整
井笠地区猟友会笠岡分会 (駆除班)	有害鳥獣関連情報提供（鳥獣保護区含む） 、有害鳥獣捕獲の実施
鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報提供、有害鳥獣捕獲の実施
岡山県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報提供、鳥獣の保護に関する業務
笠岡市農業委員会	有害鳥獣に関する情報提供、被害防止計画

	の普及啓発，集落ぐるみでの対策実施に係る地元調整など
地域住民組織の各代表者	有害鳥獣に関する情報提供，被害防止計画の普及啓発，集落ぐるみでの対策実施に係る地元調整など
晴れの国岡山農業協同組合 笠岡アグリセンター	有害鳥獣に関する情報提供，被害防止計画の普及啓発，集落ぐるみでの対策実施に係る地元調整など

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県備中県民局農林水産事業部 井笠地域森林課	オブザーバーとして笠岡市有害鳥獣被害防止対策協議会に参加し，対象地域を巡回し，有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供，その他必要な援助を行う。
岡山県備中県民局農林水産事業部 井笠農業普及指導センター	オブザーバーとして笠岡市有害鳥獣被害防止対策協議会に参加し，対象地域を巡回し，有害鳥獣関連情報の提供並びに市内営農状況に関する情報提供，その他必要な援助を行う。
笠岡警察署生活安全課	オブザーバーとして笠岡市有害鳥獣被害防止対策協議会に参加し，対象地域を巡回し，有害鳥獣関連情報の提供並びに住民の生命，身体又は財産の保守，その他必要な援助を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>笠岡市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき笠岡市長から任命又は委嘱された者で構成される。</p> <p>猟友会駆除班や地域住民組織等と連携しながら，対象鳥獣の捕獲，防護柵の普及啓発，被害現地対応，緊急対応等その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の適切な実施を行う。</p> <p>対象鳥獣の捕獲，防護柵の普及啓発，被害現地対応，緊急対応等その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の適切な実施を行う。</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>集落ぐるみでの被害防止対策を行うため，住民説明会等を通じて，有害鳥獣の生態に関する知識や，防護の必要性と被害軽減に向けた意識の醸成を図り，「防護柵の設置」「追払いや誘引物の除去」「緩衝地帯の整備」など，イノシシ等を寄せ付けない地域づくりを促進する。</p>
---

具体的には、住民の狩猟免許取得の支援や防護柵の設置に対する補助、捕獲資機材の設置支援など、地域代表者との情報交換を密にしつつ、実効性の高い地域の体制づくりを推進する。

#### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・被害防止対策に係る住民向け研修会等の開催
- ・住民の安全確保を目的とした情報発信（市広報誌やホームページ、パンフレットの配布等）
- ・鳥獣被害の広域化に対応するため、近隣市町や関係機関との連携体制の構築